

任意継続被保険者証		資格喪失時の 標準報酬月額
記号	番号	
98		千円

常務理事	事務長	担当者

健康保険 任意継続被保険者資格取得申請書 兼 台帳

【申請期限:資格喪失(退職日翌日)後20日以内】

▼太枠内、及び右記の申請日をご記入ください。

申請日:令和 年 月 日

被保険者	在職時の保険証		在職時の事業所名		資格喪失年月日(退職日翌日)		
	記号	番号			令和	年	月 日
	氏名			生年月日		性別	
	(カナ)			昭・平 年 月 日		男・女	
	退職後の住所				退職後の電話番号		
〒 -				自宅 ()			
				携帯 ()			

▼ご希望の納付方法に○をつけてください。

保険料 納付方法	1. 毎月払い	ゆうちょ銀行口座からの自動引落 ★各自で、最寄の郵便局にて引落申込手続きが必要(申込方法は別途案内) ★初回2ヶ月分は、当健保組合指定口座へ振込。3ヶ月目から引落
	2. 半期前納払い	当健保組合指定口座へ振込 ★毎回、健保から送付される保険料納入告知書を元に振込
	3. 通年前納払い	当健保組合指定口座へ振込 ★毎回、健保から送付される保険料納入告知書を元に振込

▼給付金等が発生した場合、当健保組合から下記口座へ振り込みます。被保険者名義の口座をご記入ください。

給付金等 振込先	ゆうちょ銀行	通帳記号(5桁)				通帳番号(8桁・右詰め)				
		1			0					

★取り扱い、ゆうちょ銀行のみとなります。

★保険料納付方法で「毎月払い」を選択した方は、引落口座と同じ口座をご記入ください。

★保険料納付方法で「半期払い」「通年払い」を選択した方は、通帳の記号番号がわかる部分のコピーを添付ください。

▼引き続き扶養に入りたい家族をご記入ください。(添付書類が必要です。裏面を必ずご確認ください)

被扶養者	氏名	生年月日	性別	続柄	同居・別居	備考
	(カナ)	昭・平・令 年 月 日	男・女		同・別	
	(カナ)	昭・平・令 年 月 日	男・女		同・別	
(カナ)	昭・平・令 年 月 日	男・女		同・別		

▼ご一読いただき、ご署名ください。

<念書>

この度、私は任意継続被保険者資格を取得するに当たり、その制度をよく理解した上で申請し、以下の事項を遵守いたします。

1. 2年間、被保険者となる意志があります。 3. 資格を喪失したときは、直ちに保険証を返却します。

2. 毎月の保険料は10日の納付期限を厳守 4. 氏名・住所等変更が生じたときは、5日以内に
いたします。保険料納入遅延により資格 届け出を出します。
喪失となっても異議ありません。

小松製作所健康保険組合 理事長殿 令和 年 月 日

資格取得申請者 氏名 _____

受付印

【被扶養者に関する添付書類】

引き続き扶養に入りたい家族により添付書類が異なります。下記表をご確認ください。

被扶養者	添付書類
配偶者	① 最新の所得証明書(もしくは、課税・非課税証明書)コピー (お住まいの市区町村役場にて入手) ② 小松製作所健康保険組合加入(被扶養者)に関する誓約書 (当組合HPより印刷し、署名してください) http://www.komatsu-kenpo.or.jp/member/application/pdf/T00.pdf
子 ※ (18歳未満)	【配偶者も被扶養者になっている場合のみ】 なし
子 ※ (18歳以上40歳未満)	【配偶者も被扶養者になっている場合のみ】 最新の所得証明書(もしくは、課税・非課税証明書)コピー (お住まいの市区町村役場にて入手)
子 ※ (40歳以上)	【配偶者も被扶養者になっている場合のみ】 ① 最新の所得証明書(もしくは、課税・非課税証明書)コピー (お住まいの市区町村役場にて入手) ② 小松製作所健康保険組合加入(被扶養者)に関する誓約書 (当組合HPより印刷し、署名してください) http://www.komatsu-kenpo.or.jp/member/application/pdf/T00.pdf
他 (18歳以上40歳未満)	最新の所得証明書(もしくは、課税・非課税証明書)コピー (お住まいの市区町村役場にて入手)
他 (40歳以上)	① 最新の所得証明書(もしくは、課税・非課税証明書)コピー (お住まいの市区町村役場にて入手) ② 小松製作所健康保険組合加入(被扶養者)に関する誓約書 (当組合HPより印刷し、署名してください) http://www.komatsu-kenpo.or.jp/member/application/pdf/T00.pdf

※配偶者が扶養に入っていない場合は、当健保組合までご連絡ください。

夫婦共同扶養の観点から、配偶者との収入比較が必要となり、上記と添付書類が異なります。

退職後、配偶者の収入を上回る収入がなければ、お子様は配偶者の扶養に入っていただくことになります。

★新たに家族の扶養を希望する場合も、上記添付書類と異なるため、
当健保組合までご連絡ください。